

令和 4 年 1 月 5 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部
健康安全課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における
労働災害防止について（一部改正）

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止については、令和 2 年 10 月 23 日付け文書により会員事業場等に対する周知や化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用に係る注意喚起の実施について、令和 3 年 7 月 8 日付け文書により、その一部改正について通知したところですが、最新の知見等を踏まえ、別添のとおり同通知を改正しましたので、貴団体におかれましては、会員事業場等に対して周知いただきますとともに、法令で規制されているか否かにかかわらず、化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用について注意喚起をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。